

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 質屋営業法第3条第1項第11号（許可の基準）</li><li>・ 質屋営業法第7条（保管設備）</li><li>・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）</li><li>・ 質屋営業法施行規則第4条第1項、第2項において準用する第2条第5項（営業所の移転の許可申請）</li></ul>
審 査 基 準： <p>営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が山口県公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：